

渋谷区住宅政策協議会要綱

令和元年6月26日 制 定

令和2年7月21日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第7条に規定する空家等対策計画の変更及び実施に関する協議並びに広く渋谷区における住宅政策に関する協議及び意見交換(以下「協議等」という。)を行うため、渋谷区住宅政策協議会(以下「協議会」という。)を設置し、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議等を行う。

- (1) 空家等対策計画の変更及び実施に関すること。
- (2) 住生活及び住環境整備に関すること。
- (3) 空家等対策に関すること。
- (4) マンション施策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、住宅政策の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、委員22人以内で組織する。

2 前項の委員は、区長のほか、次の各号に掲げる者のうちから、区長が必要と認める者で構成する。

- (1) 学識経験者 4人以内
- (2) 法務、不動産、建築、福祉等の分野に関し、優れた知識及び経験を有する者 9人以内
- (3) 地域住民 4人以内
- (4) 関係行政機関 4人以内

3 協議会に、特定の事項の協議等を行うため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 前項の臨時委員は、区長が必要と認める者とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。更新は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特定の事項の協議期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会に副会長1人を置き、委員のうちから、会長が指名する者をもってこれに充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(代理)

第6条 第3条の委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）が事故のため出席できないときは、当該委員等を代理する者が協議会に出席することができる。

2 前項の規定により代理することができる者は、協議会委員等名簿に定める当該委員等の所属する機関における者で、当該委員等があらかじめ指名するものとする。

(会議)

第7条 協議会は、区長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 区長は、必要があると認めるときは、委員等以外の関係者に出席を求めることができる。

4 協議会を招集できない事情がある場合において、区長が特に必要と認めるときは、協議会の開催に代えて書面による協議等によることができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、特定事項について協議を行うため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員等は9人以内とし、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、会長が委員等のうちから指名する。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会は、区長が招集する。

7 部会は、委員等の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

8 部会を招集できない事情がある場合において、区長が特に必要と認めるときは、部会の開催に代えて書面による協議等によることができる。

9 部会は、協議等を行った事項について、協議会に報告しなければならない。

10 部会は、当該特定の事項の協議等が終了したときは、解散するものとする。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。

2 第7条第4項及び前条第8項の規定により、協議会及び部会の開催を書面による協議等に代えた場合は、配付資料、委員及び関係者からの書面による意見等を速やかに公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、会長又は部会長は、協議会又は部会の全て又は一部を非公開とすることができる。

(報償費)

第10条 委員等（区長及び関係行政機関を除く。）、第6条第1項の規定により代理出席した者及び第7条第3項の規定により区長が出席を求めた関係者（以下、総称して「委員及び関係者」という。）の報償費は、協議会又は部会の開催ごとに支払うものとし、1回の出席につき、会長は18,000円、その他の者は12,000円とする。

2 第7条第4項又は第8条第8項の規定により協議会又は部会が書面による協議等となった場合は、委員及び関係者から書面による意見等の提出があったことをもって出席とみなすものとする。

(報償費の支払)

第11条 報償費の支払は、協議会又は部会の開催後、当該協議会又は部会に出席した委員及び関係者からの請求に基づいて行う。

2 区長は、委員及び関係者から報償費の請求を受けたときは、請求日から30日以内に支払うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 委員及び関係者は、協議会及び部会で取り扱う個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(庶務)

第13条 協議会及び部会の庶務は、都市整備部住宅政策課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事務手続及び文書の様式については、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行する。